

自治会の皆さんへ

相模原市は自治会活動を応援します！  
自治会等集会所空調・断熱窓  
更新サポート事業

自治会活動の拠点となる自治会等集会所を対象に、  
省エネ性能の高い「壁掛形エアコン」や「断熱窓等」の設置  
に対し、補助金を交付します

## 1. 補助対象者

相模原市内の自治会(地方自治法に規定する地縁による団体)と一定の地区内の自治会で組織される地区自治会連合会

## 2. 補助対象施設

次に掲げる全ての要件に適合するものとします。

- (1)自治会等が所有する施設であること。※
- (2)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に適合するものであること。


※壁掛形エアコンの設置に限り、次の場合も補助対象とします。

自治会等が貸借契約等により借用し、自治会等の活動の拠点として維持管理及び利用し、電気料金を継続的に負担している場合

なお、施設所有者に承認を得ていることなどを証する書類として、建物の全部事項証明書に替えて、次の書類を準備してください。

- (1)貸借契約等を証する書類の写し
- (2)自治会等が当該貸借物件の電気料金を支払っていることを証する書類の写し
- (3)施設所有者の省エネ設備導入に係る承認を証する書類の写し

## 3. 補助対象設備・補助対象経費

壁掛形エアコン	・省エネ基準達成率 100%以上の製品 (統一省エネラベルの省エネ性マークが緑色) (目標年度2027年度)	
断熱窓等	・熱貫流率が 2.3W/(㎡・K)以下の建材 (内窓設置、外窓交換、ガラス交換)	

※壁掛形エアコンまたは断熱窓等のどちらか一方を選択してください。

### ●補助対象経費

省エネ設備本体の購入費及び設置工事費、省エネ設備設置に伴う付帯工事費など。

入替の場合、壁掛形エアコンの廃棄処理費も補助対象とします。

## 4. 補助率、補助上限額

補助対象経費 × 補助率 9/10 (補助金上限額は 90 万円)

※補助額は千円未満切り捨て

※国等の補助金(先進的窓リノベなど)は補助対象経費から差し引いて、市補助金を算出してください。

## 5. 申請期間

令和8年5月11日(月)から7月31日(金)まで(申込順) ※1集会所あたり1回  
まで

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

## 6. 補助金交付までのおおまかな流れ



- ・自治会として省エネルギー設備を設置することを意思決定します
- ・事業者に見積りを依頼します

- ・申請書類を準備し、提出します
  - ①補助金交付申請書兼概要調書
  - ②補助事業計画書兼収支予算書
  - ③添付書類  
(市民協働推進課または各まちづくりセンター窓口へ)

### 添付書類

- ・設備の仕様がわかるもの  
(カタログなど)
- ・見積書の写し
- ・設置予定場所の現況写真
- ・設備の配置予定図
- ・建物の全部事項証明書など

市役所から、交付決定通知書を受領します

交付決定通知書受領後、速やかに

補助金交付請求書の提出

補助金の受領

設備の設置、事業者への支払い

実績報告書の提出

補助金の額の確定通知書の受領

補助金精算書の提出  
※過剰交付の場合は返還手続き

## 注意事項

- 補助金交付決定通知書の受領前に設置した場合は補助対象外となります。  
交付決定通知書を受領するまでは発注を行わないでください。
- 設備の新規設置の他、既存設備の入替えも補助対象です。
- 補助事業により設置した設備は、処分制限期間内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはなりません。  
処分制限期間（壁掛形エアコンは6年、断熱窓等は10年）
- 事業の効果測定等のため、アンケート調査を実施する場合があります。

問い合わせ

☎042-769-8226

相模原市役所 市民局 市民協働推進課